

自主避難所の開設にあたって

自主避難所とは

災害対策基本法に基づき本市の地域防災計画に定める避難準備情報、避難勧告、避難指示が発令された時に開設する「指定避難所」とは異なります。

台風が奈良県に接近する恐れがある場合、または長時間降り続く雨の影響など洪水や土砂災害などの発生が懸念される場合、市民の皆さんの問い合わせの状況を考慮したうえ、事前に避難を希望される人を対象として一時的に開設するものです。



自主避難所施設（9施設）

施設名	電話	施設名	電話	施設名	電話
丹波市公民館	62-3223	前栽公民館	62-4569	福住公民館	69-2001
東部公民館	63-3941	二階堂公民館	64-1529	櫛本公民館	65-0801
井戸堂公民館	63-2241	朝和公民館	66-0001	柳本公民館	66-1004

自主避難所の避難受付・開設時間

避難受付は9時～17時です。避難を希望される人は必ず、事前に防災課までご連絡ください。自主避難所が開設される場合、入所時刻は原則18時までです（夜間の避難は危険なため）。

自主避難所開設時の確認事項

市民の皆さんの問い合わせ状況を考慮したうえ、避難所の開設が決定された場合、事前に問い合わせのあった避難を希望される人のお住まいの校区公民館を自主避難所として開設します。避難希望者がいない他の校区の公民館は開設されません。

避難途中の安全確保

自主避難所までの避難途中、及び退所後の帰宅途中の安全確保については、避難される人の責任において行動してください。また、利用にあたっては、つぎのことをお願いします。

- (1) 食料品、日用品などの提供はありませんので、各自で1日分の食料、飲料水、携帯ラジオ、着替えなどを準備のうえ、避難所に来てください。また、避難所内は禁煙とし、酒類の持込みやペットの同伴はご遠慮ください。
- (2) 避難者は退所時も含めて必ず所定の避難者名簿に必要事項を記入してください。お一人につき毛布1枚を貸与します。
- (3) 指定した部屋とトイレ以外の使用はご遠慮いただき、発生したごみなどは各自で持ち帰ってください。また、退所時には部屋の片付け・清掃をしてください。
- (4) 自主避難中に「避難準備情報」「避難勧告」「避難指示」が発令された時には、高齢者や障害のある人が避難所に避難される場合がありますので、自主避難をされている人で、健康な人は部屋の移動をお願いする場合があります。
- (5) 各自で携帯ラジオ、携帯電話などで最新の気象・災害情報を収集してください。
- (6) 避難所での疑問や不明なことは、職員にお尋ねください。